

院内トリアージ実施料について

2020.12.16

12月に入り新城市内でも新型コロナウイルス感染症が確認されるようになりました。季節的な要因もあり今後しばらくは流行が続くと予想されます。

新型コロナウイルス感染症は通常の季節性ウイルスかぜやインフルエンザかぜなどとの区別が大変困難であり、**すべてのかぜ症状で来院される患者様に新型コロナウイルス感染症の可能性が否定できない現状**です。当院でも院内感染を防止するために電話対応や患者様全員の検温、アルコール消毒、車内待機、換気など様々な対策を行っています。また、かぜ症状を有し医師が必要と判断した患者様については**院外テントでの診療(状況により患者様の車内診療や院内の隔離空間での診療をすることもあります。受診時間を指定することもあります。)**をお願いしています。

「院内トリアージ実施料」とはこのような診療体制を評価する目的で「新型コロナウイルス感染症が疑われる患者様(上記の理由からすべてのかぜ患者様になります)」に対し、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)診療の手引き等に基づき、院内感染対策等を実施した上で診療を行った場合に算定できる」追加の医療費となります。厚生労働省の時限的な措置で2020年4月から全国で算定可能となっていました。当院でもテントあるいは車内診療を行った患者様については2020年12月より算定させていただきます。(3割負担で900円のご負担となります)

普段当院を利用いただいている患者様が困っているときにこそ対応ができますように、この流行期もできる限りのことは行っていきたいと考えております。ご理解ご協力の程宜しくお願いいたします。

* 上記の院内感染防止対策にご協力いただけない方は、当院での診療をお断りさせていただくこともありますのでご了承ください。



のだクリニック